

入札公告（説明書）

令和7年6月18日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下「共通入札公告」という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	長野自動車道 犀川橋耐震補強工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札または郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	参考積算条件書の掲載	「有」
1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	本工事は「質問一括回答試行対象工事」である。※詳細については、本書2-16、2-17及び別添2「質問一括回答試行対象工事」を参照のこと。

2. 入札手続き日程

入札公告日		令和7年6月18日
2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年7月17日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和7年7月17日 16時00分まで ※共通入札公告2-3に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 「電子入札の場合」 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>「郵送入札の場合」 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 担当者連絡先届（様式2） (3) 技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。） (4) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）

2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年8月7日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明 請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年8月26日 16時00分 ※共通入札公告2-3-5. (3)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合は、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、正1部、副3部を提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備のある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、入札に参加することができないものとする。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 技術提案意思確認書（様式一提案1） (2) 技術提案書（様式一提案2）</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和7年9月9日から令和7年10月16日までを予定</p> <p>【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案意思確認書（様式一提案1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。</p>
2-8	改善技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年10月31日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-6に示す技術提案書の提出方法と同じ</p>
2-9	技術提案書の採否通知日	令和7年11月28日を予定

		<p>【提出期限】 令和7年7月17日 16時00分</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス〔赤〕』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書（様式4、5）</p>
2-10	参考見積書の提出期限	令和7年9月9日から令和7年10月16日までを予定
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和7年10月31日 16時00分
2-12	訂正参考見積書提出期限	本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ

		<p>【提出期限】 令和8年1月13日 16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</p> <p>【提出方法】 「電子入札の場合」 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>「郵送入札」 【提出書類】に記載の書類を、入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17]に従い、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） 単価表の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m^2」の場合は「m^2」、「m^3」の場合は「m^3」と記載し、提出すること。 (3) 総合評定値通知書（経審）の写し (4) 入札ボンド
2-14	開札日時	令和8年1月14日 10時00分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付質問内容】</p> <p>第1回： 契約図書に関する質問 第2回： 技術提案に関する質問 第3回： 技術図書に関する質問</p> <p>【受付期間】</p> <p>第1回： 入札公告の日から令和7年7月3日 16時00分まで 第2回： 入札公告の日から令和7年7月17日 16時00分まで 第3回： 入札公告の日から令和7年11月25日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】</p> <p>本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】</p> <p>質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する回答日	<p>【回答内容】</p> <p>第1回： 契約図書に関する質問に対する回答 第2回： 技術提案に関する質問に対する回答 第3回： 技術図書に関する質問に対する回答</p> <p>【回答日】</p> <p>第1回： 令和7年7月10日 第2回： 令和7年7月29日 第3回： 令和7年12月9日</p> <p>【回答方法】</p> <p>NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「備考」）に各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。 ※「契約図書に関する質問」を第1回質問受付期間後に提出された場合、これに対する回答は行わない。 ※「技術提案に関する質問」を第2回質問受付期間後に提出された場合、これに対する回答は行わない。 ※「技術図書に関する質問」を第3回質問受付期間後に提出された場合、これに対する回答は行わない。 ※「技術提案に関する質問」を第1回質問受付期間内に提出された場合であっても、これに対する回答は第2回質問回答日となる ※「技術図書に関する質問」を第1回、第2回質問受付期間内に提出された場合であっても、これに対する回答日は第3回質問回答日となる。</p>

	<p>本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告2-5-11に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。</p> <p>【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p> <p>【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本 関東支社 技術部受付</p> <p>【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告2-5-11. (5)及び(6)を参照のこと。</p>
2-19	<p>参考積算条件書とは、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料として、当該工事の各積算条件等を掲載する参考資料をいう。</p> <p>【参考積算条件書の種類】 (1) 当初参考積算条件書 各積算条件及び入札前参考積算条件書に掲載予定の主要な材料項目を掲載したもの。 (2) 入札前参考積算条件書 各積算条件及び主要な材料の設計単価、見積活用方式を採用した工事における当社採用単価を掲載したもの。</p> <p>【掲載方法】 (1) 契約図書配布時に配布 (2) 弊社H Pの当該工事名_案件情報_その他情報に掲載。</p> <p>【掲載日】 (1) 本書2-2に示すとおり (2) 令和7年12月16日を予定</p> <p>【その他注意事項】 (1) 参考積算条件書は、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2) 本資料の掲載項目についての質問・問合せ・要望には応じられない。 (3) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 (4) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。</p>

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		長野自動車道 犀川橋耐震補強工事						
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式						
	落札者の決定方法	総合評価落札方式		技術提案評価型				
	評価値の算出方法	加算方式						
	見積活用方式の有無	有						
	入札ボンド	対象						
	履行ボンド	対象						
	JV募集対象	対象						
	審査時期	事前審査						
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。					
		工事種別	土木補修工事					
		等級	Ns又はN	Ns又はNで構成する2者JV				
	施工実績	対象となる施工実績	平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績					
		同種工事	<p>a) 道路橋における下部工及び上部工(落橋防止装置又は制震装置等の設置・取替を含む)の耐震補強工事、又は道路橋における下部工の新設工事及び上部工の耐震補強工事 なお、下部工と上部工の耐震補強工事の実績は同一の工事において有する必要はない。</p> <p>b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可)</p> <p>a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。</p> <p>当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。</p> <p>特定JVにあっては、すべての構成員が「同種工事a)」の施工実績を有すること。「同種工事b)」は特定JVのいずれかの構成員が有すればよい。</p> <p>なお、すべての構成員が2者JVの場合は30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。</p>					
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 長野自動車道 犀川橋耐震補強検討業務		受注者名) 近代設計(株)			
			業務名) 長野自動車道 御麓橋耐震補強検討業務		受注者名) (株)建設技術研究所			
			業務名) 長野自動車道 更埴ジャンクションCランプ橋耐震補強検討業務		受注者名) (株)日本構造橋梁研究所			
		施工管理業務の受注者	業務名) 長野工事事務所管内 橋梁耐震補強施工管理業務		受注者名) (株)朝日コンサルタント			
			業務名) 佐久管理事務所管内施工管理業務		受注者名) (株)拓進工営			
			業務名) 関東支社管内橋梁施工管理業務		受注者名) (株)拓進工営			
	その他		業務名) 令和6年度 関東支社管内 土木工事積算支援業務		受注者名) (株)施工技術研究所			
継続契約方式の対象			対象外	—	対象となる後発工事名(その1) -			
				—	対象となる後発工事名(その2) -			

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	資格要件	主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種： 土木工事業又は鋼構造物工事業のいずれか なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。			
		配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目	同種工事	現場代理人、主任技術者、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。	
				a) 道路橋における下部工及び上部工(落橋防止装置又は制震装置等の設置・取替を含む)の耐震補強工事、又は道路橋における下部工の新設工事及び上部工の耐震補強工事 なお、下部工と上部工の耐震補強工事の実績は同一の工事において有する必要はない。	
				ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。 さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。	
その他		-			

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型			技術評価点(満点)	30点								
評価項目			評価点	配点	履行確認対象項目							
技術提案	性能・機能等	性能・機能	<p>【提案 1】 橋脚のコンクリート巻立て補強※1におけるコンクリート打設時※2の品質確保に関する留意点と対応策に関する技術提案 ※1 中空断面橋脚のエアモルタル充填工は除く ※2 打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容。</p>	7.5点	30.0点	○						
			<p>【提案 2】 既設構造物へアンカー等※1の削孔による既設構造物の損傷防止に関する技術提案 ※1 上部工炭素繊維補強工 炭素繊維補強定着体、中間貫通鋼材工B φ 52・1400（水平方向）、段差防止構造A、段差防止構造Bおよびあと施工せん断補強工φ 55・2911（水平方向）は除く</p>	7.5点		○						
	社会要請	特別な安全対策	<p>【提案 3】 鉄道への近接施工となる足場内作業※1における鉄道施設および供用中の鉄道に対する安全対策に関する技術提案 ※1 鉄道への近接施工となる足場内作業とは、更植Cランプ橋のP1橋脚（A2橋台側）およびA2橋台の落橋防止構造の設置に関する作業。</p>	7.5点		○						
	自由設定項目	自由設定項目	<p>【提案 4】 犀川橋の非出水期での施工を考慮して所定の期間内に確実に河川内橋脚の施工を行うための留意点と対応策に関する技術提案 (特記仕様書に示す、河川内工事における施工時期における作業)</p>	7.5点		○						
評価基準												
評価は、技術提案毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術提案の評定点とする。 (小数第4位以下切捨て)												
(1 技術提案当り)												
評価	評価基準		評価点									
優	内容が具体的で着目点に優れ、かつ確実な効果が期待できる優れた提案である		7.5点									
良上	優と良の中間の提案である		5.625点									
良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である		3.750点									
良下	良と可の中間の提案である		1.875点									
可（評価無）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である		0点									
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。											
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。											
◇留意事項												
① 技術提案書は、A4判1頁(片面)に評価項目で求めた提案数全てを記載すること。A4判1頁(片面)を超える技術提案書が提出された場合、A4判1頁(片面)に記載されている技術提案のみで評価を行い、それ以外の技術提案は評価対象としない。												
② 技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。												
③ 求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、次のいずれかに該当する場合は、当該技術提案は不採用とする。技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。 『不採用となる事象』 ・当該工事の設計図書に適合しない場合 ・関連法令に抵触する内容である場合 ・当該工事で採用できない場合												
④ 記載された技術提案が評価項目で求めた提案数に満たない場合であっても、これを理由に欠格とはならず、記載された提案を対象に評価を行う。												
⑤ 設計図書において「設計図書の変更及び追加」が示されている場合、これらに関する技術提案は評価対象としない。												
◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い 本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。												
【提案 1】コンクリートの仕様変更など、設計図書等に示す基準の範囲を超えたグレードアップに関する提案												